

事故を予見した先駆的裁判

『福島原発設置反対運動裁判資料』全三巻
(クロスカルチャー出版)をめぐって

安田純治 対談 澤正宏

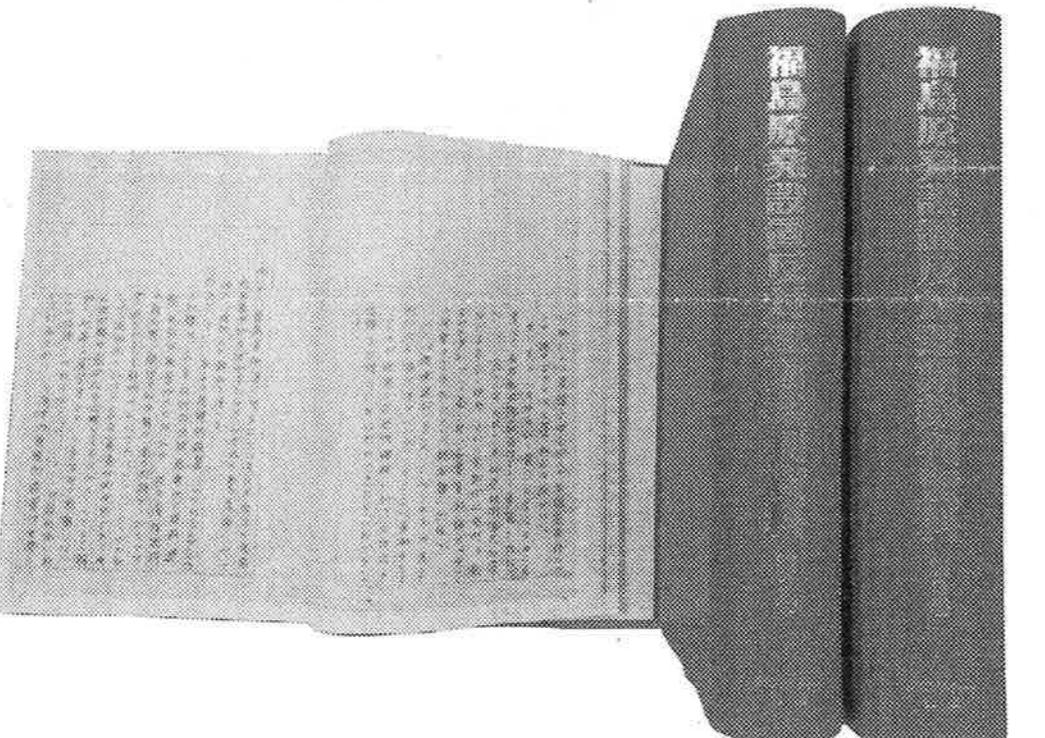
YASUDA Junji 律師 澤正宏 福島大学名誉教授



▲澤正宏氏



▲安田純治氏



▼『福島原発設置反対運動裁判資料』全三巻、編集・解説：安田純治／解題：澤正宏、1月刊、B5判総一四〇〇頁・本体一五〇〇〇円・クロスカルチャー出版

て、第一回公判の期日を決めたんですね。ここから裁判が始まると、最初に問題になつたのは当事者適格で、訴えの利益ということで、これが原発の問題でも立ちふさがつたことです。この当事者適格で半年以上かかりました。国や東電は、原子力政策を批判するだけのような訴訟には訴えの利益がないと抗弁する。ですからこの資料では、原告の具体的権利が書かれるかどうか、訴えの利益があるのかどうか、当事者適格をめぐる論争部分が多いのが特徴です。それから訴状には、地方自治体の財政についても書いてあります。原発マネーで麻痺した自治体のありますまは、いま問題になつていていますが、当時は麻痺しつつありました。そんな自治体のありますまを細かく調べて、どういうふうに原発マネーが流れたかを書いた、地方自治論の準備書面もあります。

そして最後に、使用済み核燃料の後始末をどうするかという問題まで書いてあります。訴状の段階で、すでに地震、津波で事故が起きたと書いています。

澤 それでも裁判は、一番から上告審まで敗訴しました。一番の仙台高裁で、裁判長が判決理由に何か付け加えたそうです。

安田 福島地裁では、政府の安全基準に不合理などころはないとした。仙台高裁はもっと悪くて、判決理由の最後に、世界で初めて原爆の被害を受けた日本国民が、原子力に対しても恐れの感情を抱くことはわからないではないが、もっと冷静に頭を冷やして考えてみるべきである、と書いました。つまり、日本は原子力エネルギーで発展していくんだから、いたずらに原子力を恐れるのではなく、頭を冷やして考えてみよう、裁判所が言つたんですよ。これはもう驚くべきことです。

我々弁護士から見ると、国策に関わることだと、裁判所

は全然あてになりません。その理由はたくさんありますが、裁判官も公務員だから、お上意識だから、ということではないけれども、それだけではない。司法機関の任務は、現在秩序の維持だと徹底的に教え込まれ、信念に基づいてやっている人が多いんです。

澤 結局裁判では、政府の安全審査に問題はないという判決が確定したわけですが、すでに訴状には、使用済み核燃料の再処理の問題まで指摘されていました。ですが国側は、それは審査の対象外だというわけですね。いま福島第一では、4号機の使用済み核燃料プールの危機が大変深刻で、地震などがあると大きな事故になる可能性があります。つまり訴状は、この事態を見越していいたことになります。

『福島原発設置反対運動裁判資料』を読むとわかります。が、東電は地震について、マグニチュード7.7までを最大値として考えていた。ところが、起きた地震はマグニチュード9ですから、全然問題にならないですね。津波に関しては、敷地の整地高は工事基準面プラス一二メートルにしても、敷地の整地高は工事基準面プラス一二メートルにすると書いてあるんですけども、実際にはそうしていませんでした。だから、みずから言つてることをしていない。

安田 そうですね。ですが東電は、いまもって人災だとあります。深刻に受け止めないで、低い数値で対策を講じたことにしている。それが事故につながったわけですね。安田 そうですね。ですが東電は、いまもって人災だと認めています。謝るけれども人災とは認めていない。なぜかといいますと、原子力損害の賠償に関する法律のなかで、無過失責任というふうに決めているので、東電は自分たちも被害者だと考へているんです。つまり、過失はなかったんだけども、天災によって、無過失だけれども責任を負わされる。だから、自分たちも被害者だという意識が心の底にある。ご迷惑をかけましたと謝るけれども、悪うございましたとは言わない。それが損害賠償にすべて響いてきています。

ですが、福島の外では何もなかつたかのような状況が続いている。これではだんだん落差ができる気がして、やはり福島からの発信をしなければいけない。『福島原発設置反対運動裁判資料』の出版も、その一環だと私は考えています。

(下)

てきで、金を払うのを絞りうとしているわけです。

我々弁護団は、交通事故と同じように不法行為過失責任として主張です。ところが彼らは無過失責任だとして、あなた方も被害者だけれども、私も被害者だという態度です。悪いのは天災だという姿勢がどこかにあるので、ずっと厚顔無恥な態度を続けていらっしゃるのだと思います。

福島原発裁判は負けましたけれども、今になってパンチが効いてきた。あのとき裁判でこう言ったじゃないかと追及できる根拠になるので、私も澤先生がいわれるよう、これは古文書じゃないと思うようになりました。

澤 福島の人たちは毎日、緊迫感を持って生きています。今日(6月16日)の午前中、大飯原発の再稼働にオーケーが出ましたが、もう次々と再稼働する危険性がある。今朝、福島では、放射線のデータをとっている研究者に対して、福島県がデータをとるのを控えるよう指示を出したことがわかつっています。

浜通りへ行きますと、日常生活を営むことができない人がたくさんいますし、ここ最近は自殺者が続いて出ています。故郷を失って、仕事ができず、苦しんでいる人がたくさんいます。三日前に浪江町小高に一時帰宅で入った人は、家が腐っていると言つていました。ほんとうは帰りたいけれども、やはりダメだと。立ち入り禁止で不在のあいだに、財産も泥棒が持っていくし、もうほんとうに毎日が深刻な状況を生きています。

ですが、福島の外では何もなかつたかのような状況が続いている。これではだんだん落差ができる気がして、やはり福島からの発信をしなければいけない。『福島原発設置反対運動裁判資料』の出版も、その一環だと私は考えています。

『福島原発設置反対運動裁判資料』全三巻がクロス力
チャー出版から刊行された。一九七五年、福島県浜通
の住民が提訴した、原子炉設置許可処分取消請求訴訟
および公有水面埋立免許取消訴訟の裁判資料（訴状・準
書面・判決文）を収録したものである。すでに四〇年

近く前、福島原発事故の危険性や問題点を指摘していた第一級の今日的資料だ。本書の刊行を機に、去る6月16日、東京・両国で「原発を考える——フクシマからの発言」と題して、当時原告の弁護団長をつとめ、今回本書の編集・解説を担当した安田純治弁護士と、解題を執筆した澤正宏福島大学名誉教授の対談が行われた。以下にその対談の一部を掲載します。（編集部）

福島原発建設に反対した 地元住民の訴訟の記録

澤 『福島原発設置反対運動裁判資料』が刊行されたきっかけは、私たちが開いている読書会で、安田先生がその原簿を五、六冊持つていらして、何気なくポンと出されたことでした。私は腰を抜かすほどびっくりしました。なぜなら、ここで危惧して言われていたことが、福島原発事故ですべて現実になつたからです。裁判は敗訴したわけですが、そこで原告が、事故が起きると警鐘を鳴らしたことが、いますべて現実になつています。

安田 もう過去の事件なので、この裁判資料を澤先生にお見せしたとき、これは古文書ですよと言つたんです。もう結論が出てしまつてゐるわけですから。ですが澤先生は、これは古文書じゃないとおっしゃつた。

澤 ええ、どうしてもこれは出版しなければならないとおもいました。これから原発問題を考える上で、この資料が

原告は浜通りの大工や農家人、漁民たちですが、それなりに一生懸命に勉強して裁判をしました。学習会もだいぶやりました。中心になったのは高校の先生が多かったです。彼らがいちばんやく原発の危険性に気づいて、情報を手に入れ、地元で小さな学習活動をした。そこへ我々弁護士が乗り込んでいくて、学習をするという過程で進みました。住民はみんな、まことに集会所に集まって、物理学者や高校の先生に話を聞いて勉強をしたんですよ。だから、ただ踊らされて原告になつたわけではない。そんな生易しいものではなかつたです。

なせたこと思つたんですねけれども、やがて理由がわからました。地元の町で、私は理髪店の一階に何日も泊まって、夜な夜な出て行つては集会所でしゃべつていたんです。が、地元の人間ではないから気がつかなかつたけれども、私に尾行がついていたらしい。

小さな集落では、誰が集会に行つたかがすぐわかつちゃうんですね。家に帰ると親戚や漁業組合の幹部等の偉い人たちが来て、お前、昨日、赤い弁護士の講演会に行つたろう、と言われる。原発に反対すると、補償金がもらえない。ので本家に借金の返しようがなくなるなどと口説かれ、脅かされるわけですね。そう言われると抵抗しづくて、下りちやうんですよ。身内を責め道具に使われると弱いですからね。それを何べんも繰り返していくつて、最終的に四〇

生きるといふことを強く思いました。なぜなら、いま私たちちが福島原発事故で指摘していることが、ここで言われているからです。

可するのには違法である、憲法違反であると書いてあります。私が弁護団長で、全部で七名の弁護団でしたが、一人を除いて全員が私の法律事務所の弁護士でした。ただこの時は、原発自体の細かいことについては、あまり訴状には書いてはいませんで、温水式によって毎の環境が乱されるというふう

いへいたゞく、沿岸方面にて海の環境が舌されるといふ
ような、一般的な危険について書いてあります。裁判は敗訴
しますが、そのうち原発の設置認可が下りたので、こんど
は原発の原子炉設置認可取消請求の裁判に移行しました。
福島の公有水面埋立免許取消訴訟の特徴は、原告が皆、

いわき市から相馬市までの地元の人だったことです。実はこのとき、原告を集めるために苦労しました。まだ住民にもあまり切迫感がなかつたんですね。それが、続く原子炉設置認可取消請求の裁判は、原告の人数が四〇四名で、倍に増えました。

この設置認可取消請求訴訟の時は、まず我々弁護士が、原子炉の仕組みや放射線防護医学などの勉強をしたんです。でも、弁護士は自然科学が弱い人が多いんですね。セシウムなどがストロンチウムだとかいっても、なかなか頭に入らない。でも、裁判では必ず証人尋問をやらなければいけない。そこには政府側の御用学者が出てきますから、弁護人は御用学者と物理学論争をやらざるをえないんです。そこで先生方に教わって、一夜漬けの知識を手に入れました。ですから、「福島原発設置反対運動裁判資料」に収めた訴状は、物理学者と弁護士の合作です。

福島原発事故が起きた後、新聞記者が私を訪ねてきて、この訴状を見て非常に感心していました。そこには地震、津波、全電源喪失、水素爆発と順に事故が起きると、ぜんぶ書いてあるからです。昨年の事故は、そのとおりに起きた。新聞記者は、予言者ですねと言いましたけど、私は先見者と言つてくれと（笑）。

貴重な資料として
これから生きてくる内容

るんですね。『福島原発設置反対運動裁判資料』を読んで、大変さがよくわかります。

その見地から原発の違法性や危険性について書かれていることです。

しかし被告の国側は、原子炉施設の基本的設計方針だけに限定して安全審査をする。原子炉等規正法の趣旨に合わないような審査の仕方をしているところ、私は腹立たしく思ひます。

それからこの資料では、たくさん具体的な事故例を挙げて死者や労働者の被曝についても詳しく触っています。そして「バルト60が出たとか、故障やひび割れ、誤作動が

あつたといつたことが挙げてあつた。にもかかわらず、国
は安全だといって通してきたわけですね。

当時、政府・東電側は、重大事故と仮想事故という二つの概念を使っていました。重大事故というのは、文字通り重大な結果が技術的に起きうる事故です。仮想事故の定義